

A T Mによるスーパー定期「解約・一部支払」のサービス内容

(2025 年 1 月 1 日現在)

1. ご利用いただける方	・ 総合口座通帳をお持ちの個人のお客さまに限ります
2. 対象預金	・ 総合口座通帳に預入している自動継続スーパー定期 (一部支払の対象とする預金は、総合口座通帳に預入している自動継続スーパー定期のうち、預入日の2年後の応答日以降の日を満期日とした複利型で、預入日から6ヶ月以上経過した預金)
3. 予約金額制限	・ 元金、1件当たり 1万円以上 1,000万円未満
4. 取扱可能最大時間帯	● 8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0 まで ・ 店舗・店舗外のA T Mによりご利用日・ご利用時間帯は異なります
5. 解約方法	① A T Mを操作して、解約・一部支払取引により指定されたスーパー定期を解約または一部支払し、そのスーパー定期の預入のあった総合口座通帳の普通預金に自動的にお振り替えます ② ご本人のキャッシュカードとその通帳によりA T Mの画面にしたがって操作を行ってください ③ 第三者口座・代理人キャッシュカードによるお取り扱いはできません
6. サービスの停止	・ 次の1つでも該当する場合は、上記サービスを利用することはできません ① 通帳または普通預金キャッシュカードの紛失または盗難の届出が提出されているとき ② 相続の開始があったとき ③ 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立等があったとき ④ 指定定期預金に差押(仮差押)がなされたとき ⑤ その他債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき ⑥ 前各①~⑤号のほか、当行A T Mで「解約・一部支払」サービスができない理由が生じたとき
7. 手数料	—
8. その他	● 通帳の定期明細欄の行に支払明細を印字いたします(レシートの発行はいたしません) ● ご不明な点等ございましたら、窓口へお気軽にお問い合わせください
9. 当行が契約している指定紛争解決機関	・ 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

株式会社 あいち銀行
(営業企画部)